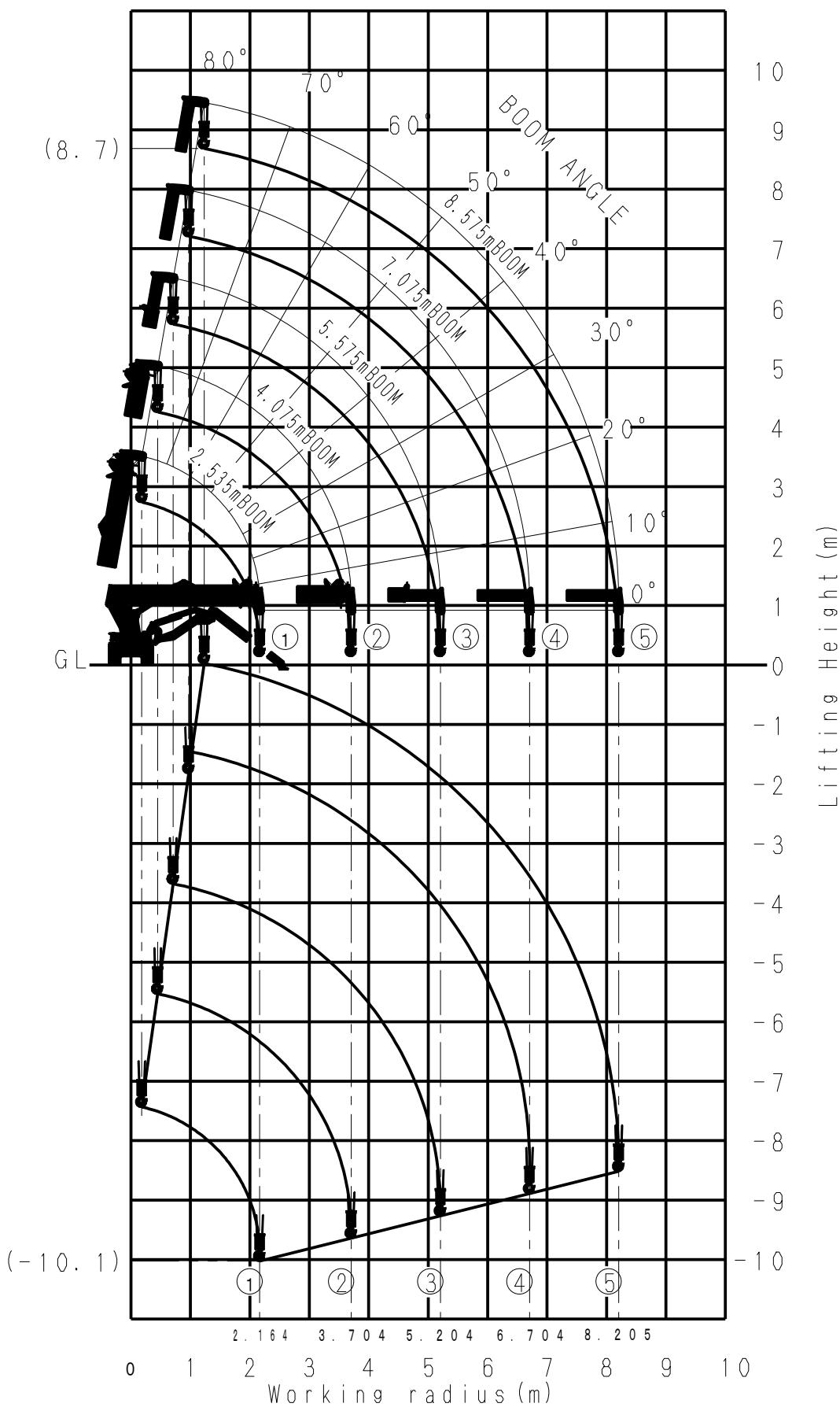
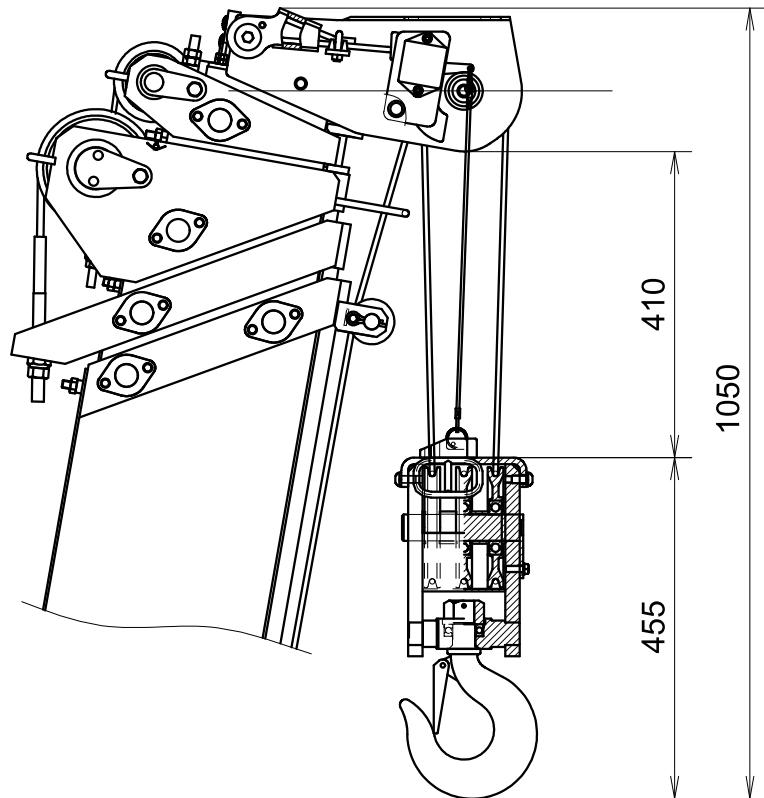


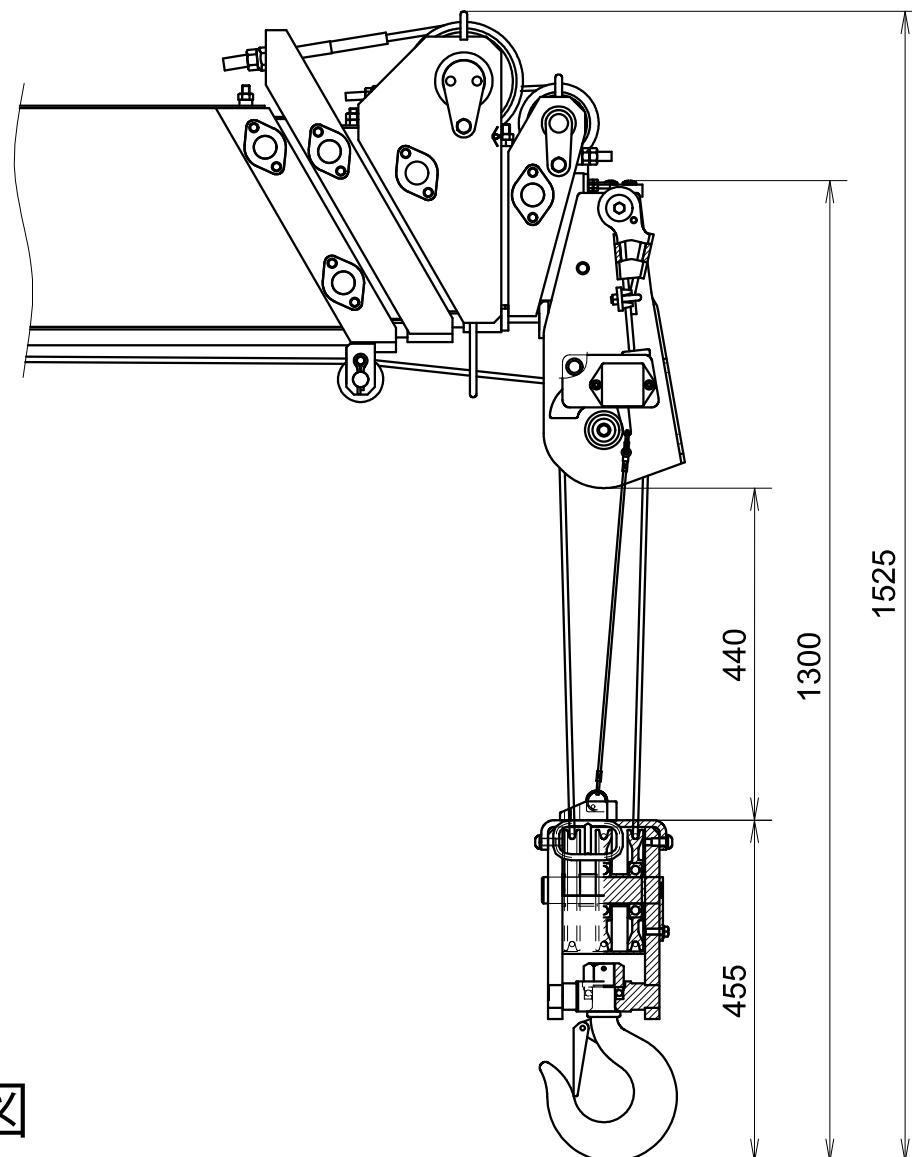
Model : MC285C-3



ブーム角度80°



ブーム角度0°

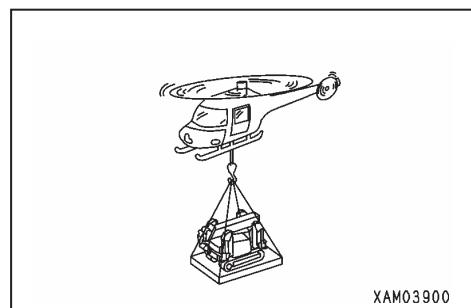
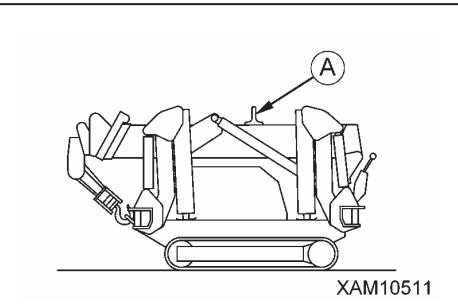


MC285C-3
ブーム先端寸法図

機械の吊り上げ方法 (MC285C-3)

⚠ 危険

- ・機械本体を吊り上げるときは、必ずクレーン格納状態にして、ブーム上面の吊りブラケット(A)1箇所で「1本吊り」で吊り上げてください。それ以外の吊り方をしたり、吊りブラケット(A)を使用し、1本吊り以外の吊り方をすると、機械が破損して落下し、重大な人身事故を起こす危険があります。
やむを得ず、他の方法で機械を吊り上げる必要がある場合は、当社または当社販売サービス店に相談してください。
- ・吊り上げに使用するワイヤロープやシャックル等の吊り具は、機械の質量(重量)に対して、十分強度のあるものを使用してください。
- ・機械本体を吊り上げるときのクレーン格納状態は、アウトリガロータリ部にポジションピン(4本)を確実に差し込んだ「走行姿勢」にしてください。機械の重心位置は、機械の姿勢が「走行姿勢」状態で決められています。また、「走行姿勢」状態にすることは、特にフックブロックを掛けるロープの張りを強くし、ブーム起伏シリンダが伸び難くなるようにしてください。走行姿勢は、「操作編 2.5 機械の走行姿勢(P. 3-64)」の項を参照してください。
- ・機械を長時間吊り続けると、ブーム起伏シリンダが伸びて重心位置が変わり、機械のバランスを崩す危険があります。
吊り続ける時間は、10分間程度にしてください。
- ・機械を長時間(10分間以上)吊り続けるときやヘリコプターを使用して運搬するときは、右図のような運搬用具を使用し、安全に作業してください。

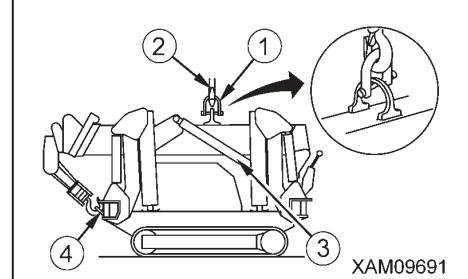
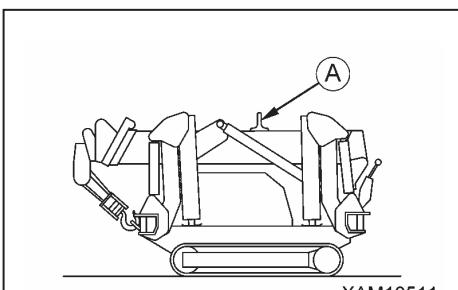


アドバイス

- ・クレーンを使用して吊り上げ作業をする人は、つぎの資格を取得した人でなければいけません。
- ・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
(労働安全衛生法第61条、同施行令第20条、同安衛則第41条、クレーン則第68条)
- ・玉掛技能講習修了証
(労働安全衛生法第61条、同施行令第20条、同安衛則第41条、クレーン則第221条)
- ・機械の質量(重量)は、「諸元編」の項または機械に貼り付けてある銘板を参照してください。
- ・諸元値は標準仕様であり、実装時のアタッチメント、オプションにより吊り上げ方法が異なります。
その場合は、当社または当社販売サービス店に問い合わせしてください。

機械を吊り上げるときは、地盤の固い平坦な場所でつぎのように行つてください。

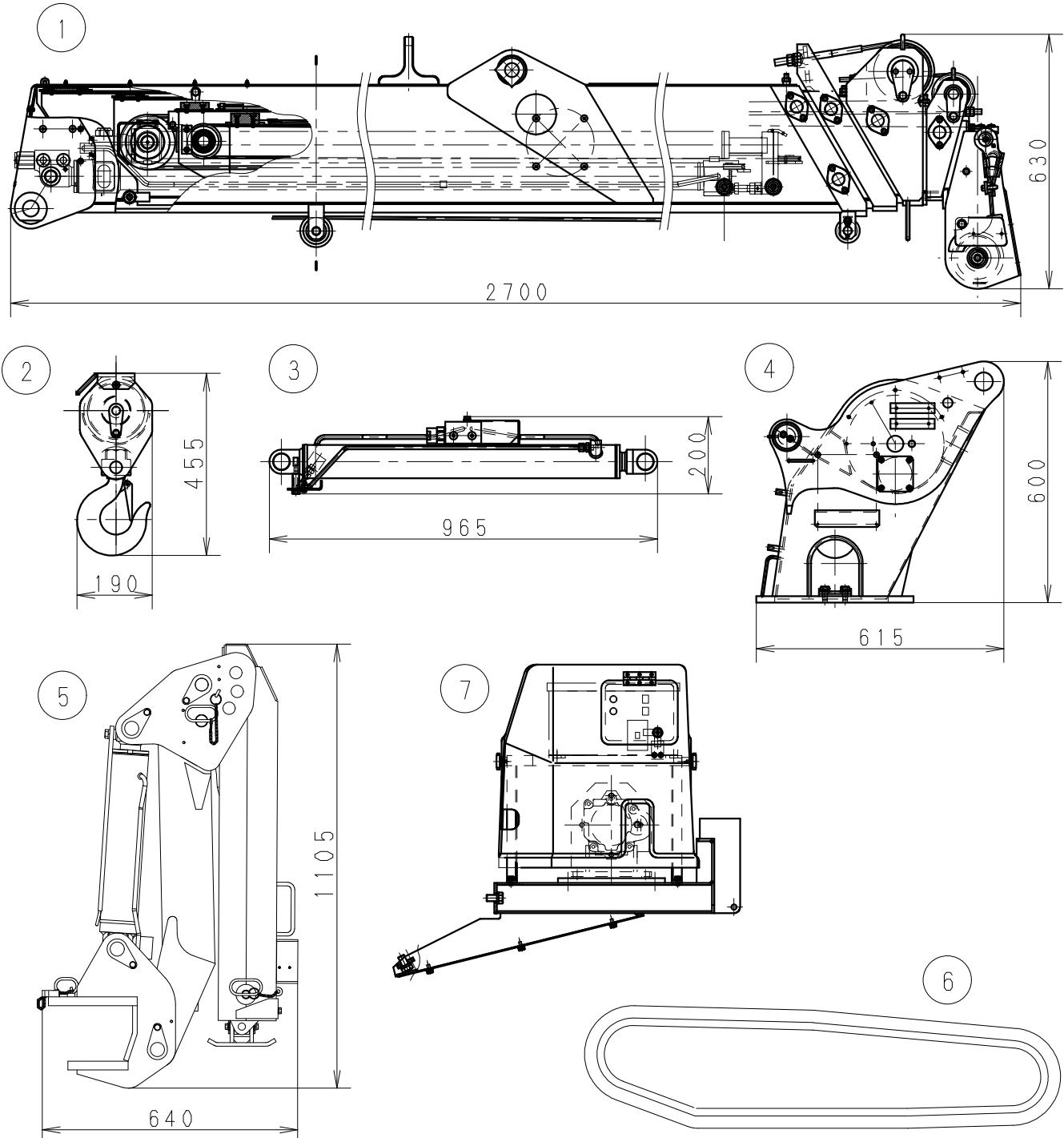
1. 機械を右図の「走行姿勢」にしてください。
2. ブーム上面の吊りブラケット(A)にフック(2)を掛けるか、吊り具(1)を使用してフック(2)を掛け、1本吊りにしてください。
3. 機械が地面を離れた直後(地切り)一旦停止し、機械が安定してからゆっくりと吊り上げてください。
4. 吊り上げた時、起伏シリンダ(3)ヘッド側の油圧回路の漏れによる姿勢の変化がないか、フック掛け(4)に緩みがないか確認してください。



MC285C-3

分解重量

本体重量：標準仕様：1960kg
電動仕様：2120kg



部品名	重量	備考
① ブームAss'y	290kg	伸縮シリンダ含む
② フックブロック	20kg	
③ 起伏シリンダ×2	20kg×2	
④ ポスト+ワインチ	110kg	ワインチワイヤ含む
⑤ アウトリガ×4	115kg×4	ロータリ、アウトリガシリンダ含む
⑥ ゴムクローラ×2	35kg×2	
(⑦) 電動ユニット(電動仕様のみ)	160kg	電動モータ、インバータ盤含む
- 上記以外のその他重量	970kg	